



府食第138号
平成22年2月25日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直子



食品健康影響評価の結果の通知について

食品安全委員会では、食品安全基本法（平成15年法律第48号）（以下「法」という。）第23条第1項第2号の規定に基づき関係大臣から依頼を受けて食品健康影響評価を行うほか、自らの判断で食品健康影響評価を行うこととしています。

我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価は、第190回食品安全委員会（平成19年5月17日開催）にて、自らの判断で行うことを決定し、各評価対象国について評価を進めてきたところです。今般、評価対象国のうち、オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル及びハンガリーの8か国の評価結果について、別添のとおり取りまとめましたので、法23条第2項に基づき通知します。

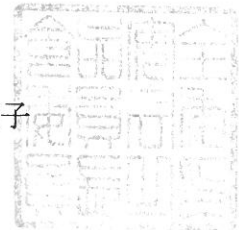
なお、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集において、貴省に関する意見・情報が別紙のとおり寄せられましたのでお伝えします。



府食第138号
平成22年2月25日

農林水産大臣
赤松 広隆 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直子



食品健康影響評価の結果の通知について

食品安全委員会では、食品安全基本法（平成15年法律第48号）（以下「法」という。）第23条第1項第2号の規定に基づき関係大臣から依頼を受けて食品健康影響評価を行うほか、自らの判断で食品健康影響評価を行うこととしています。

我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価は、第190回食品安全委員会（平成19年5月17日開催）にて、自らの判断で行うことを決定し、各評価対象国について評価を進めてきたところです。今般、評価対象国のうち、オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル及びハンガリーの8カ国の評価結果について、別添のとおり取りまとめましたので、法23条第2項に基づき通知します。

なお、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集において、貴省に関する意見・情報が別紙のとおり寄せられましたのでお伝えします。